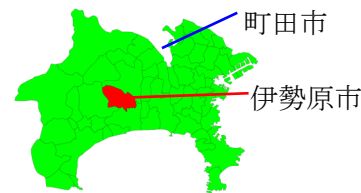


家保通信

Vol. 36 No. 7 10月号
東京都家畜保健衛生所

令和4年9月27日



※かほクイズはお休みです

9/26神奈川県伊勢原市(右上地図)の死亡野鳥(ハヤブサ)でA型鳥インフルエンザウイルスの簡易検査陽性が確認されました。現在遺伝子検査実施中です。

飼養衛生管理基準～外部の人が衛生管理区域に入る場合～

日頃からご協力いただいている飼養衛生管理基準について、今回は外部の人が衛生管理区域・畜舎に入る場合に遵守すべき項目をまとめました。以下の項目は病原体を「持ち込まない・広げない・持ち出さない」措置として重要です。※すべての家畜種に共通する項目のみ

1. 衛生管理区域に入る場合

①記録の作成及び保管(以下の項目の記録を作成し、少なくとも1年間保管する)

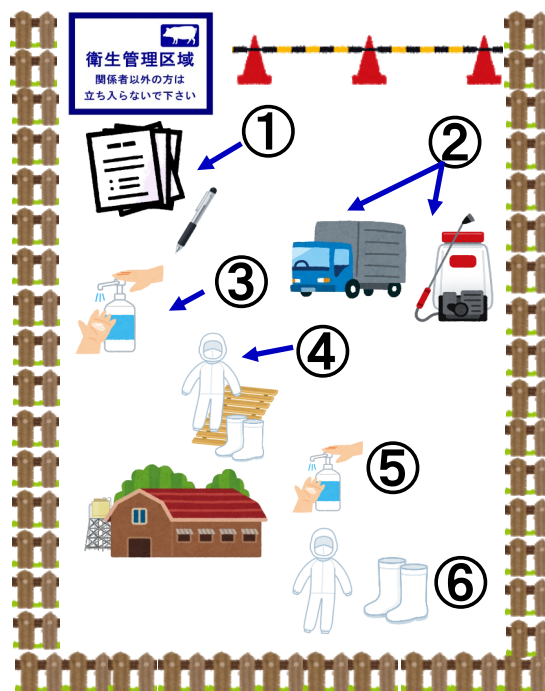
○立入った者の氏名・住所又は所属・立入年月日・目的・車両及び手指消毒の実施の有無

○立入者が過去1週間以内に海外から入国又は帰国した場合:過去1週間以内に滞在したすべての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無

②入退場時の車両消毒、車内交差汚染防止対策の実施(農場専用のフロアマットの使用等)

③入退場時の手指消毒又は専用の手袋着用

④専用の衣服及び靴の使用



2. 畜舎に入る場合

⑤畜舎入退場の手指消毒又は専用の手袋着用

⑥畜舎専用の靴の使用 ○豚、いのしし:畜舎ごとの専用の衣服と靴の設置及び使用

○鶏、あひる、うずら等:家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

○牛、めん羊、山羊、馬等:靴の交換又は消毒

3. 衛生管理区域内で使用する物品

⑦使用する物品

○他の畜産関係施設等で使用した物品を持ち込む場合

原則区域内には持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄・消毒等を実施

○家畜の排せつ物等が付着又は付着したおそれのある物品を区域から搬出する場合洗浄・消毒等を実施

○海外で使用した衣服等を持ち込む場合

過去4か月以内に海外で使用した衣服・靴は持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄・消毒等を実施





【日本】牛のブルセラ症及び結核の清浄化宣言

牛のブルセラ症・結核については、平成30年度からの3年間に清浄性確認サーベイランスを実施し、国内牛群における両疾病の清浄性が確認されました。清浄化宣言が令和3年4月1日から、国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイトに掲載されました。詳細は、以下のURLかQRコードをご確認ください。

両疾病について、令和3年度以降は清浄性維持サーベイランスを実施しています。検査対象等については、令和3年6月号の家保通信に掲載しています。末尾のQRコードからご確認ください。



(農水省HP) <https://www.maff.go.jp/j/press/svouan/douei/220830.html>



栃木県:豚熱殺処分完了、群馬県:県内9例目の豚熱発生

令和4年7月23日栃木県で発生した豚熱(国内83例目)の殺処分は9月9日に完了しました(殺処分頭数:56,298頭)。農場内の汚染物品等の処理は継続中です(9/27時点)。

令和4年9月21日、群馬県板倉町で国内84例目の豚熱が確認されました。



野生イノシシ情報

令和4年9月6日に高知県香美市で捕獲された野生イノシシで、豚熱の感染が確認されました。高知県では初の確認となります。

農水省のホームページがリニューアルし、野生イノシシ対策等のアイコン(右図)が追加され、検索しやすくなりました。

(農水省HP) <https://www.maff.go.jp/j/svouan/douei/csf/wildboar/inositisaisaku.html>



早くも鳥インフルエンザへの警戒シーズン突入!

令和4年9月24日に韓国の野鳥糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルス(病原性未確定)が確認されました。防鳥ネットの破損や野生動物侵入防止対策について再確認をお願いします。

農水省は、令和3年度シーズンにおけるHPAIの疫学調査報告書をHPに掲載しました。発生農場周辺における野鳥の調査等が示されています。

(農水省HP) https://www.maff.go.jp/j/svouan/douei/tori/attach/pdf/r3_hpai_kokunai-199.pdf



家保通信9月号の訂正

- ①現在はRSウイルス感染症、牛RSウイルス病共にニューモウイルス科に分類されています。ただし、ウイルスの分類は国際ウイルス分類委員会によって頻繁に見直しが行われるためご紹介した分類が変更される可能性があります。
- ②埼玉県で豚熱の感染が確認された野生イノシシの捕獲日は8月7日でした。郵送分は訂正させていただきます。

発行日 令和4年9月27日

編集発行



東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町
大字平井2759

TEL :042-588-7171

携帯 :090-6941-4315(緊急用)

